

平成25年第6回教育委員会定例会日程

日 時 平成25年6月26日(水)

午後1時30分

場 所 北栄町役場大栄庁舎 第4会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 行政報告

教育長

教育総務課長

生涯学習課長

4 議 案

議案第34号 北栄町立小・中学校校外活動引率教職員活動費補助金交付要綱の制定について

議案第35号 中学校部活動中国大会運営費補助金交付要綱の制定について

議案第36号 北栄町要保護及び準要保護児童生徒の認定について

議案第37号 区域外就学について

議案第38号 校区外就学について

5 報 告

・平成25年6月第2回北栄町議会定例会一般質問・議員発議等について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1

6 その他

・市町村教育委員会新任教育委員研修会

日 時 7月5日(金) 10:30～正午 …委員長

場 所 ホテルセントパレス倉吉

・鳥取県市町村教育委員会委員研究協議会

日 時 7月5日(金) 理事会 13:30 …教育長

総会・研究大会 14:00 …全員

場 所 いずれも「ホテルセントパレス倉吉」

・第9回中国地区市町村教育委員会連合会研修大会

日 時 7月18日(木) 13:00開会(12:00受付)

場 所 島根県松江市「ホテル一畑」

集 合 11:30 役場大栄庁舎

※ 昼食は各自済ませておいていただきますようお願いします。

・次回教育委員会 定例会 7月30日(火) 午後1時30分から

7 閉 会

第 2 回 教育 連絡 会

平成 2 5 年 5 月 8 日

【確認事項】

- ①体罰を伴わない指導の徹底
- ②いじめの解決

- 1 連休明けの児童・生徒への対応について
 - ・不登校傾向の出る時期
 - ・きめ細かな観察と指導 → 綿密な家庭連絡
 - ・担任は管理職や担当等と「ほうれんそう」 → 組織力での取り組みを
- 2 組織力で動く所・園・学校を目指して
 - ・常に見直しがなされ、子どもの成長に少しでも役立つ活動になっている
 - ・子どもの成長のつながりが、引き継ぎや日常会話の中で出来ている
 - ・子どもを伸ばすための研修や研究が、活発に行われている
 - ・上下・左右で「ほうれんそう」が、細かく出来ている
 - ・運営の中核となる職員の育成が出来ている
 - ・1人抱えにさせないで、職員同士が支え合うことが出来ている
 - ・遠慮せずに話せる職員のつながりが出来ている
 - ・職員が、保護者や外部に対して、同じ説明が出来ている
 - ・外に出る文書に誤字・脱字がないように、チェック体制が出来ている など
- 3 鳥取県の子ども達の未来のための教育に関する協約について
 - ・新たに「県民の皆さんの期待と信頼に応える教育現場の実現」が追加された
 - ・「学びの質」の向上の柱に「家庭、地域との連携」を追加はしたが・・・
 - ・市町村教委とも連携しながらとは言うものの・・・
 - ・市町村の行動に関する指標は設定しないとは言うものの・・・
 - ・詳細を熟読しておいて欲しい
 - ・県民、町民の目が教育を注視していることは確かであろう
- 4 最近気になることについて
 - ・「支援決定の流れ」について、職員に説明して周知徹底を図る
 - ・就学に向けては、5歳になってから就学支援することではない
 - ・その子を伸ばすために、その時期に何を手立てし、どんな能力を伸ばしておくか、円滑な就学に役立つかという視点で捉える
 - ・だから、保護者には、共に育てるという視点で、園での子どもの様子を正確に伝え、手立ての理解を求めていく
 - ・世の中の流れが、非常に速くなっている現代において、教職員はアンテナを高くして、子どもたちの指導に当たる必要を痛感している
 - ・児童・生徒を理解するための手法についても、最新のものを習得する必要がある
 - ・各種調査の分析方法についても、共同研究をして進める必要がある
 - ・人事評価の目標・方法等の立て方について
 - ・県立高校入試の平均点が、県平均と比べて大栄中の国語が0.8ポイント上回っている以外は、全て下回っている（社会が3～4ポイント低い）
- 5 その他
 - ・教育の無力を露呈～心にマナーモードを～

6月行政報告（定例教育委員会）

＝教育総務課＝

1 教育委員会の開催について

5月28日、第5回教育委員会定例会を開催しました。議事は以下のとおりで、原案どおり承認されました。また、平成25年度の教育行政評価の評価方法などの協議、小学校の通学方法の検討状況の報告がありました。

委員からは、学校給食センター調理部門業者委託に伴う教育委員会の関わり方で再度資料を検討し、教育委員会としての方針をまとめる必要があるとの意見が出され、6月6日に協議会を開催する事となりました。（6月6日協議会を開催し、教育委員会としては調理部門の業者委託を実施するに当たっては、子ども達の食の安全の確保、食育の推進などに資するに値する業者を選定するようになど意見を頂きました。）

○議事

- ・区域外就学について。

2 北栄町学校給食会総会について

6月4日、平成25年度北栄町学校給食会総会を開催しました。

平成24年度の学校給食会事業報告、会計収支決算、平成25年の学校給食会事業計画、会計予算、役員選出などを行い、いずれも承認されました。

また、来年4月から運用予定の給食センター調理業務業者委託につき説明しました。

3 第1回同日公開参観日について

6月11日、町内の保育所・こども園・小中学校で公開参観が行われました。これは、子ども達の生活や学びの様子を、多くの保護者や地域の皆さんに参観していただき、知って頂くために開催したもので、1,520名（内地域292名）の方が参観されました。

次回は、10月11日（金）を予定しています。

4 計画訪問の実施について

次のとおり、教育委員会による前期の計画訪問を県教委中部教育局の協力を得て実施し、昨年度の反省を踏まえた本年度の計画や取り組みの説明を受けるとともに、校長・教頭・教務主任との協議を実施しました。また、計画訪問が午後となりました北条中学校では、教職員との意見交換会も併せて行ないました。

- ・6月21日・北条小学校（午前）
- ・6月24日・大栄中学校（午前）北条中学校（午後）
- ・6月26日・大栄小学校（午前）予定

【その他特徴的な事項】課題と目標対比

1 児童生徒の学力向上といじめの未然防止・早期発見・解決の取り組み

■町独自いじめ実態調査（前期）について

- ・各校の活用状況＝大栄中：集計後、結果を全校集会で報告。

その他3校は現在集計中

2 児童生徒が豊かに育ち、学べる学校教育環境づくりの取り組み

■学校施設整備状況

- ◎大栄小学校：学びの教室整備・天井扇設置工事・病弱特別支援学級エアコン設置工事・ホワイトボード設置工事・屋外時計設置工事《以上終了》

F F式温風機更新《6月25日入札》

- ◎4校共通：校務用パソコン更新（40台）《終了》

- ◎北条中学校：相談室エアコン設置工事《発注済み》

■学校施設定期点検・・・毎月最終金曜日実施

3 就学前保育教育の充実

- 町内こども園保育所入所状況・・・別表のとおり

- 北条子ども園瑕疵箇所工事終了

4 子育て支援の充実

- 年長児訪問：7月3日・8日・12日・22日・29日

- 発達障害支援：6月議会における飯田議員の一般質問を受けて、発達障害を持つ子どもへの保護者支援策（相談ネットワークなど）の検討を行う事に対し、7月末～8月上旬にかけて予定されている湖南省市への発達支援視察後に検討を行う予定。

5 安全・安心な学校給食の提供

- 学校給食センター調理部門の業者委託について

6月定例町議会で、委託契約のための債務負担行為と、選定委員報酬費を補正計上し、可決されました。今後は、保護者対象の説明会を開催し、業者選定委員の決定、公募用仕様書の作成を行い、7月から8月にかけて業者公募・説明会開催。10月には請負業者を決定予定。

【7月の行事予定】

- ・7月 7日（日）第26回すいかながも健康マラソン大会
- ・7月19日（金）終業式（北条小・北条中・大栄中）23日（火）（大栄小）
- ・7月23日（火）自治会長会
- ・7月29日（月）町教研研修会

認定こども園・保育所入園児童数・家庭数（平成25年6月1日）

施設名	公私	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	4歳児 短時間	5歳児	5歳児 短時間	児童数合計	家庭数
北条こども園	公立	7	21	33	42	39	0	42	0	184	144
大誠こども園	公立	5	18	16	32	37	0	25	0	133	105
由良こども園	公立	2	17	16	18	15	0	24	0	92	70
大谷保育所	公立	3	5	5	4	10		5		32	24
北条みどり保育園	私立	6	9	20	15	18		17		85	67
栄保育所	私立	1	6	6	7	0		0		20	15
合計		24	76	96	118	119	0	113	0	546	425

※広域受入児童（町外からの入園児童）も人数に含めています。

※広域委託児童（町外保育所への入園児童）は記載していません。

6 月 行 政 報 告

＝生涯学習課＝

1 人権同和教育推進協議会総会について

5月8日、役場大栄庁舎第2・3会議室において平成25年度人権同和教育推進協議会総会が開催されました。総会では、平成24年度事業報告・収支決算、平成25年度事業計画・収支予算が提案され承認されました。また、本会において協議会名を人権教育・啓発推進協議会へ変更することが承認され、昨年度見直した「北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画」に基づき、より一層の教育・啓発活動に取り組むことが確認されました。

2 青少年育成北栄町民会議総会について

5月13日、大栄農村環境改善センター青年研修室において平成25年度青少年育成北栄町民会議総会を開催しました。総会では、平成24年度事業報告・収支決算、平成25年度事業計画・収支予算を提案し承認されました。

平成25年度においては、あいさつ運動をより一層進めること、啓発看板の更新などが確認されました。

3 第1回社会教育委員会・公民館運営審議会について

5月20日、役場大栄庁舎第2会議室において第1回社会教育委員会・第1回公民館運営審議会を開催しました。

会では、平成25年度の社会教育計画、社会教育関係事業（社会教育・社会体育・文化・人権教育・公民館・図書館）の説明を行った後、意見交換を行いました。

4 「人権の花運動」について

5月21日、大栄小学校・北条小学校において「人権の花運動」として、人権擁護委員より児童へサルビア、マリーゴールドなど6種類の花苗654株が贈呈されました。これは、仲間と協力して花を育てる中で命を大切に、優しい心を育むことを目的とするものです。

5 第59回東伯郡民体育大会結団式について

5月26日、大栄農村環境改善センターホールにおいて東伯郡民体育大会結団式を開催しました。本年度、北栄町が主会場となることもあり、男・女総合優勝を目指して、2か月前からの練習施設の無料開放、消耗品支援など強化策の説明、決意表明などを行い、約90名の競技関係者参加のもと、一致団結して取り組むことを確認しました。

6 あいさつ通りモデル自治会認定式

5月28日、町長室において、あいさつ通りモデル自治会に申請のあった駅前・北尾自治

会に対して認定式を行いました。河本青少年育成北栄町民会議会長より認定証を、岩垣教育長よりベスト、のぼり旗などを手渡しました。自治会からは、取り組み方法について説明がありました。

7 北条歴史民俗資料館企画展について

4月27日から5月31日の会期で、「砂丘に生まれた画家3人展」を開催しました。会期中は町内外から多くの方が訪れ、直接、作品の魅力に触れられました。会期中の来館者数は292名でした。

現在、企画展は、6月15日から7月14日の会期で「北栄町の埋蔵文化財」を開催しています。

8 「人権擁護委員の日」街頭啓発について

6月1日、東宝ストア由良店において人権擁護委員6名による「人権擁護委員の日」の街頭啓発を行いました。買い物に訪れた方々に啓発リーフレット等を配布し、人権擁護委員の役割、人権相談について啓発しました。

9 人権相談員について

6月1日付で人権相談員として、山本 勲氏を採用しました。今後は、様々な人権問題、人権の尊重に関する相談について幅広く対応し、必要に応じて関係機関と連携を行います。

10 自治会生涯学習部長研修会（中央公民館主催）について

6月3日、中央公民館講堂において自治会生涯学習部長研修会を開催しました。より良い地域づくりに生涯学習への取り組みを生かしていただくよう、生涯学習出前講座などの活用について紹介を行いました。

また、前琴浦町成美地区公民館長 澤田豊秋氏に「みんなで築こう！心豊かなまちづくり」と題し、継続的な取り組みを日ごろから顔を合わせる人々と進めることや感謝の心を持って過ごすことの大切さについてお話いただきました。生涯学習部長等自治会役員41名の参加がありました。

11 第35回中部地区少年少女のつどいについて

6月8日、三朝町ふるさと健康村及びスポーツ総合センターにおいて第35回中部地区少年少女のつどいが開催されました。北栄町からは、北条小7名、大栄小4名、ボランティアスタッフとして北条中1名の計11名の参加がありました。総勢38名の子どもたちが班に分かれ、ボランティア、職員とともにまち歩き探検やキンボールなどのニュースポーツを楽しみ、交流を図りました。

12 北栄ゆら由良 川くんだり2013について

8月4日開催のゆら由良 川くんだり2013について、5月9日、6月4日に実行委員会、5月28日に意見交換会を開催し、できる限り参加者の声を反映させながら開催要

項等について協議を進めています。コースを瀬戸スタートに戻す、賞のあり方を見直すなど工夫を凝らし、準備を進めています。

13 第1回あいさつ運動について

6月17日～21日の午前7時30分から8時20分頃までの間、JR由良駅ほか町内3カ所であいさつ運動推進のため、青少年育成北栄町民会議等関係者が、登校する小中高生等に声かけ、あいさつを行っています。また、本年度認定しました駅前・北尾自治会など計7自治会があいさつ運動モデル自治会として地元での取り組みを行われます。

14 人権学習会に係る開級式・開講式について

下記日程で、人権学習会の開級式・開講式を開催しました。式では、児童・生徒が「今年度の目標」を発表、先生や保護者から励ましの言葉を受け今後1年間の学習会が始まりました。

(学校名)	(日時)	(場所)	児童生徒数
○大栄小学校	6月13日	大栄文化センター	10名
○北条小学校	6月13日	大野児童館	4名
○大栄中学校	6月13日	大栄文化センター	4名

15 第1回人権教育推進指導員会議について

6月17日、役場大栄庁舎第2会議室において第1回人権教育推進指導員会議を開催しました。小地域懇談会への参加者増への取り組みとして、名称を「人権を学ぶ会」に変更、学習内容にビデオ視聴中心のものを用意し、より広いメニューの中から自治会が選べるように決定しました。

16 今後の行事について

- (1) 人権教育地区推進員会議
期日：6月24日(月)
- (2) 第26回北栄町すいか・ながいも健康マラソン
期日：7月7日(日)
- (3) 第59回東伯郡民体育大会開会式
期日：7月14日(日)
- (4) 人権教育講演会
期日：7月18日(木)

17 工事等の発注について

次のとおり工事等を発注しました。

入札日	工事名等	内 容	指名 業者数	入札回数	予定価格	期間等
				落札業者	契約金額	
5/15	第 26 回すい かながいも健 康マラソン大 会Tシャツ作 成業務	大会Tシャ ツ作成業務 5,500枚	5社	1回	3,016,650	納期 6/24
				三洋アパレル 有限会社	2,356,200	
5/27	北栄町大栄文 化センター軽 自動車購入業 務	軽自動車更 新	5社	1回	1,010,100	納期 6/22
				前田自動車	827,400	
6/6	北栄町中央公 民館大栄分館 防水改修工事	防水工事	5社	1回	7,447,650	工期 6/6 ～ 8/30
				讃岐木材株式 会社	4,987,500	
6/12	すいか・なが いも健康マラ ソン大会警備 委託業務	マラソン大 会警備	5社	1回	540,750	工期 7/6 ～ 7/7
				(有)アトラス 警備保障	518,175	

【その他特徴的な事項】

6月議会関係

- ・中央公民館と北条健康福祉センターの一体的活用について
- ・同和対策事業に係る方向性について
- ・大栄運動場のバックネットについて
- ・スポーツ推進委員ユニフォーム更新について

議案第34号

北栄町立小・中学校校外活動引率教職員活動費補助金交付要綱
の制定について

北栄町立小・中学校校外活動引率教職員活動費補助金交付要綱を制定したい
ので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を
求める。

平成25年6月26日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町立小・中学校校外活動引率教職員活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 北栄町立小・中学校校外活動引率教職員活動費補助金（以下「補助金」という。）について、北栄町補助金等交付規則（平成17年北栄町規則第43号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 児童生徒の校外活動（宿泊を伴うものに限る。以下「活動」という。）を引率する教職員に補助金を交付し、活動における児童生徒の安全確保と教育的な効果を図るものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、引率教職員に鳥取県から支給される旅費以外の経費で、児童生徒が行う学習に必要不可欠で教職員も経費負担する必要がある教材費等の経費（食糧費は除く。）のうち、予算の範囲内で町長が認めた額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、規則第5条の規定により、活動開始日の10日前までに行うものとする。

(実績報告)

第5条 規則第20条の規定による報告は、補助事業の完了後10日以内、または、当該事業年度の末日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

(書類の提出)

第6条 この補助金に関し、町長に提出する書類は、教育委員会を經由して提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年6月26日から施行する。

議案第35号

中学校部活動中国大会運営費補助金交付要綱の制定について

中学校部活動中国大会運営費補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成25年6月26日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

中学校部活動中国大会運営費補助金交付要綱の制定について

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、中学校部活動中国大会運営費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 中学校部活動中国大会(以下「大会」という。)を主催する者に対し、北栄町内の施設を主会場とする大会の運営に必要な経費の一部を補助することにより、学校教育における体育活動及び部活動の振興を図ることを目的とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は予算の定める範囲内で町長が定める額とする。

(交付申請の時期)

第4条 補助金の交付申請は、規則第5条の規定により、大会14日前までに行うものとする。

(実績報告)

第5条 規則第20条の規定による報告は、補助事業の完了後10日以内、または当該年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(書類の提出)

第6条 この補助金に関し、町長に提出する書類は1部とし、教育委員会を経由して提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月26日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

議案第36号

北栄町要保護及び準要保護児童生徒の認定について

次の者を要保護・準要保護児童生徒に認定したいので、北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則第5条の規定により委員会の承認を求める。

平成25年6月26日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

議案第 37 号

区域外就学について

から学校教育法施行令第9条による児童生徒の区域外就学の申し立てに係る協議があったので、委員会の承認を求める。

平成25年6月26日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

- 1 区域外就学申立生徒名
住 所
氏 名
- 2 保護者
- 3 区域外就学申立学校名
- 4 指定学校名
- 5 区域外就学期間
- 6 理 由

【参考資料】

○学校教育法施行令

(区域外就学等)

第9条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

議案第38号

校区外就学について

から児童生徒の校区外就学の申し立てがなされたので、北栄町立
小学校及び中学校の校区に関する規則第5条により委員会の承認を求める。

平成25年6月26日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

- 1 校区外就学申立生徒名
住所
氏名
- 2 保護者
- 3 校区外就学申立学校名
- 4 指定学校名
- 5 校区外就学期間
- 6 理由

【参考資料】

○北栄町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱

(認定要件)

第2条 北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は保護者から校区外就学及び区域外就学の申立があったときは、次の各号の定めるところにより、変更することが相当であると認めるときは、承認するものとする。

- (1) 学年中途の転居で、当該学期末まで在学を希望する場合
- (2) ～(10) 略

(認定期間)

第3条 前条で承認する期間は、次のとおりとする。

- (1) 直近の学期末までとするが、最終学年に在籍している児童・生徒については、学年末までとする。
- (2) 略

一般質問答弁書

21

一般質問 6月13日・14日

北 栄 町

順序	質問者	質問事項	質問相手
1	9番 池田捷昭議員	(1)行財政改革について ・庁舎統合について、合併協定書は何だったのか、廃棄するのか ・中央公民館、健康福祉センターを一体的に活用した地区公民館としての考えは。 ・同和対策事業の終結に向けての工程はいかに・同和対策事業の終結に向けての工程は。 ・町づくりビジョンの具体的工程は。 ・中部はひとつの行く先は合併と考える。 ・子ども園の民営化について。	町 長 (総務課・政策企画課・教育総務課・生涯学習課)
		(1)行財政改革について ・中央公民館、健康福祉センターを一体的に活用した地区公民館としての考えは。 ・同和対策事業の終結に向けての工程は。 ・同和対策事業の終結に向けての工程は。 ・子ども園の民営化について。	教育委員長 (生涯学習課) (教育総務課)
2	13番 石丸美嗣議員	(2)町長の政治姿勢について ・予算否決についての町長の考えと対応について。 ・政治家としての「信」と「義」について。	町 長 (総務課)
		(1)下水道負担金の徴収について ・瀬戸地内の受益者分担金について、地権者とのやりとり疑問点が多くある。 ・督促状以外の書類送付時はどのようなやり取りであったのか。	町 長 (地域整備課)
3	2番 飯田正征議員	(2)町長の発言について ・交流サイトに議会に挑戦する書き込み、その真意は。	町 長 (総務課)
		(1)外出支援について ・高齢化が進む本町において、高齢者の外出に無償で支援したいというボランティアの思いを活かせないか。 (2)発達障がいの子どもの持つ保護者支援について ・全国的に発達障がい疑われる子どもの割合が増えている。北栄町の状況についてはどうか。 ・自閉症や注意欠陥多動性障がいといった子どもを持つ保護者に対してどのような支援をしているのか。 ・同様の子育てを経験した保護者が相談に乗り、助言することができないか。	町 長 (福祉課) 町 長 (教育総務課)
4	6番 山下昭夫議員	(1)北栄町の財政再建と町運営について ・厳しい財政状況の中、どのような財政運営を図って行かれるか。	町 長 (総務課)

		(2)北条道路事業再開について ・事業再開まで4年間、そこから10年程度必要とされるが、今後の取り組みは。	町長 (地域整備課)
5	3番 前田栄治議員	(1)農商工推進室の成果と取り組みについて ・1年を経過した農商工推進室の成果は。 ・今後の目標は。	町長 (産業振興課)
6	10番 長谷川昭二議員	(1)学校給食の民営化について ・今以上の経費削減をしてまで民営化をしなければならない必要性は何か。 ・なぜ、直営によって、食育をはじめとする給食内容の充実は図れないのか。 ・学校給食の民営化は、自治体としての責任放棄になるのではないか。	町長 (教育総務課)
		(1)学校給食の民営化について ・今以上の経費削減をしてまで民営化をしなければならない必要性は何か。 ・なぜ、直営によって、食育をはじめとする給食内容の充実は図れないのか。 ・学校給食の民営化は、自治体としての責任放棄になるのではないか。	教育委員長 (教育総務課)
		(2)国保税等の軽減について ・国保会計は本来この会計で回していくものとの発言があったが、利用者負担によって運営されるべきということなのか。住民負担の軽減を求める立場から、介護や医療保険制度についてどう考えるか。	町長 (健康推進課)
7	8番 浜本武代議員	(1)健康なまち町民大会について ・第2回の町民大会が今年度計画されている。今大会が、多くの自治会や町民が主体となった話し合いができ、時間をかけての「健康づくりは町づくり」に取り組んでいくことが大切と考えるが。	町長 (健康推進課)
		(2)介護保険の「要支援」見直しについて ・国は要支援者を介護保険の予防サービスから外し、市町村の事業に移行させる検討を始めた。本町では、今後どのように取り組んでいくのか。	町長 (福祉課)
		(3)進む人口減について ・独身者が結婚し、家族をつくって欲しい。そのために、独身者・家族・地域・職場で協力し合える地域を。	町長 (教育総務課・住民生活課・健康推進課)

8	14番 阪本和俊議員	(1)松本町長の政治姿勢について ・二度にわたって一般会計が否決という前代未聞の不名誉な結果となった。 ・一連の政策や議案の提出について、町民の生活実態や税の負担能力を検証した上で提案されているのか疑問がある。 ・町長、執行部が内部で十分な検討や議論をしないで提案して強引に通そうとする姿勢がこのような事態を引き起こしたのではないかと。一昨年制定されたまちづくりビジョンとの整合性をどのように考えるか。	町長 (政策企画課)
		(1)庁舎統合について ・今の考え。 ・メリット、デメリット。 ・合併協議書の記載について。	町長 (総務課)
9	1番 奥田伸行議員	(2)職員人事と育成 ・職員のスキルアップとモチベーションの維持に力を入れてはどうか。 ・業務チェックや業務分担はどうなっているのか。 ・人事異動の目安(年数)は。 ・人事評価制度を導入されたが、どのように活用されるのか。	町長 (総務課)
		(2)職員人事と育成 ・職員のスキルアップとモチベーションの維持に力を入れてはどうか。 ・業務チェックや業務分担はどうなっているのか。 ・人事異動の目安(年数)は。 ・あらゆるニーズに対応できるスペシャリストはいるのか。 ・人事評価制度を導入されたが、どのように活用されるのか。	教育委員長 (教育総務課)
10	15番 青亀恵一議員	(1)政治の目的と役割、その目的を具現化するためのシステム、資源について ・政治の目的と役割 特に配慮すべきこと。 ・議会制民主主義への所見。 ・町有施設の今後の方針。	町長 (総務課)
	計 10人	計 18 問	

一 般 質 問 答 弁 書

平成25年6月13日

質問事項番号	1-1番	質問議員名	池田捷昭(9番)
質問事項 (質問要旨)	行財政改革について ・庁舎統合について、合併協定書は何だったのか、廃棄するのか ・中央公民館、健康福祉センターを一体的に活用した地区公民館としての考えは。 ・同和対策事業の終結に向けての工程はいかに・同和対策事業の終結に向けての工程は。 ・町づくりビジョンの具体的工程は。 ・中部はひとつの行く先は合併と考える。 ・子ども園の民営化について。		
答 弁 者	町長	担当課	総務課、政策企画課、 教育総務課、生涯学習課

[答弁要旨]

池田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに行財政改革についてのご質問でございます。

最初に、庁舎統合についてのご質問ですが、これまで合併協定書の取り決めにしたがって、分庁方式をとってきたところですが、合併から約8年が経過し、これまで各種業務を行っていく中での不都合や庁舎の維持管理費など、行財政改革が求められている現状を鑑みますと、簡素で効率的な行政運営を目指す観点から総合的な庁舎のあり方が問われていると考えております。

このことにつきましては、平成20年の「北栄町行政改革審議会」から、

分散化による業務運営に非効率であること。災害発生時の危機管理上においても問題があるため庁舎の統合を求められております。

このような状況を踏まえ、庁内での「庁舎のあり方検討委員会」で、協議・検討を重ね、その結果をもとに、平成22年9月の議会全員協議会や平成23年5月の地域座談会で、

- ①本庁舎、分庁舎の2庁舎制は、事務が非効率であり災害等危機対応上で不適切
- ②北条庁舎は耐震強度が不足しており、継続的に庁舎利用は不適切。
- ③北条庁舎の維持管理費を軽減する必要がある。
- ④庁舎統合を行うには合併特例債の活用が有利。

なお、住民サービスの低下を軽減するため、「分庁総合窓口室」は北条地区に引き続き設置することを説明させていただきました。

現在におきましても、合併協定書に記載されていることが絶対ではなく、そのときの社会情勢にあった判断をすべきであると考えており、庁舎統合を行うことは「必要」であると考えております。現に合併協定書に記載された事項でも変更しているものもございます。また、合併協定書に記載されている新町建設計画である「新町まちづくり計画」においても公共施設については、逐次、統合整備を図っていくことになっておりますし、役場庁舎については、当面の措置としての扱いであると考えています。

一方、合併特例債の適用期間が5年間延長されて平成32年度までとなったこと。地方交付税が、平成28年度から合併算定替えによる財政措置5億5千万円が段階的に廃止されることから、これまで以上に抜本的な行

財政改革が求められます。

今後、再度、十分な検討を行い、住民説明会やパブリックコメントなど住民の皆さんの意見を十分お伺いし、住民の合意の上で進めさせていただきたいと考えております。

(次へ)

次に、中央公民館の考え方でございますが、町民全体を対象とした施設でございますので、地区を限定した公民館としての利用という考え方は現状ではございません。大栄分館を含め、社会教育施設として、町全体の地域づくり、人づくりの拠点として住民のみなさまが学び、集い、交流する拠点として官民一体になった取り組みを進めているところでございます。

北条健康福祉センターの使用におきましては、当面、分庁総合窓口などを受付窓口として貸館事業を主体に進めてまいりますので、公民館事業の一部を実施することは状況を見ながら、検討してまいりたいと思います。

「地区公民館としての考えは」についてでございますが、北条町、大栄町においては地域の活動は自治会単位で、社会教育については中央公民館の仕組みで行ってまいりました。合併協定書においても「中央公民館については、新町に引き継ぐ」とあり、合併以降も同様に進めております。中央公民館は社会教育施設でありますので、社会教育を通じた地域づくり、人づくりは、引き続き、町民全体を対象とした施設として運営を進めていく考えでございます。

また、町の今後の方向性、計画における地域・住民の意見反映などにつきましては、地区公民館ではなく、必要に応じた審議会や検討委員会の開催、パブリックコメントの実施、関係者などとの意見交換会などを開催することで、様々な計画について合意形成を進めているところでございます。

(次へ)

次に、同和対策事業の終結に向けた工程についてでございます。平成25年度実施する同和対策に係る事業は、部落解放中学3年生交流負担金事業と東伯郡部落解放子どもの集い参加負担金事業でございます。

まだまだ同和問題に関する人権侵害がある以上、人権侵害に出会う恐れのある子ども達に対する取り組みは必要と考えております。

それ以外の事業については、3月議会、臨時議会でもご説明申し上げましたとおり、平成19年度に全面的な見直しを行い、以降順次縮減、廃止、見直しを進める中、併せて行政改革プラン等においても進捗管理を行ってまいりました。

また、昨年度「部落差別をはじめあらゆる差別をなくする総合計画」を見直し「人権を尊重するまちづくり推進計画」と全面改訂したことなどを踏まえ、町内に2施設ある隣保館を統合し、町全体を対象エリアとした様々な人権問題に取り組む人権文化の情報発信、啓発・交流における中心施設として、機能を充実をするよう、関係機関と協議を進めているところでございます。隣保館を人権文化センターとすることは、隣保館で既に行っている一般施策事業を、同和問題を含めた様々な人権問題について、今まで以上に幅広く人権施策として進めていくための重要な取り組みと考えています。

以上より、同和対策に係る事業については、予算においては2事業であり、人権施策は「北条町人権を尊重する推進計画」に基づいて、様々な人

権問題に発展的に取り組む中、住民一人ひとりの人権意識が高まり、すべての人が心豊かに生活できる社会の実現に向けた歩みを一步一步進めるものでございます。

(次へ)

次に、まちづくりビジョンの具体的工程はどのように行うのか、についての御質問でございます。

町民一人ひとりが自分のまちを愛し、住んで良かったと誇れるまちにするために町民のみなさまの知恵と力を結集し、今後10年程度の中長期の歩むべき道筋を明らかにした羅針盤として、平成23年1月に『北栄町まちづくりビジョン』を策定いたしました。このビジョンでは、まちの将来像を「人と自然が共生し 確かな豊かさを実感するまち」と定め、これからは経済的な豊かさだけでなく、心豊かに暮らしていることを実感するまちづくりを目指しております。

「げんきなまちづくり」「ゆたかなまちづくり」「えがおのまちづくり」「やさしいまちづくり」「みんなのまちづくり」の5つの『基本目標』、そしてその下の『基本施策』及び『具体的施策』を実現するために掲げた施策の内容を確実に実施し、平成32年度の目標達成に向かって頑張っ
てまいりたいと考えております。

平成32年度の目標達成までの具体的な工程について、でございますが、毎年、庁内各課に対してビジョンの進行状況の調査・確認を行っており、その中で目標達成に当たって課題・あい路はないかどうか、真に有益な対

策・施策を講じられているかどうかなど、各課で問題が認識できるような仕組みを取っているところでございます。

また、町民のニーズに対して取り組みが弱かったところ、不十分だったところは重点的に取り組んでいく必要があると考えておりますし、特に複数の課にまたがる大きな課題につきましては、プロジェクトチームを編成するなどして横の連携を図り、各課で共同して取り組むこととしているところであります。その結果、課題除去または住民サービスの向上に効果的な事業については、最小の経費で最大の効果をもたらすように翌年度予算措置等を心がけているところでございます。

一方、①東日本大震災を契機とした防災・危機管理意識の高まり、②再生可能エネルギー固定価格買取制度の施行に伴う風力発電売電収入を活用した「風のまちづくり事業」、③まんが王国とつとりの建国を契機とした新たな魅力づくりや拠点整備、④福祉事務所の設置に伴い、これまで県で行っていた生活保護や母子自立支援を本町で実施する「ワンストップサービス」の実現など、ビジョン策定当時とは異なる環境も出てきております。本町を取り巻く環境に即したビジョンの改定の必要性も感じているところであります。

いずれにいたしましても、ビジョンを策定して終わり、ということにならないよう、今後とも町民の皆様のニーズ等を踏まえ実情にあったビジョンの改定も行いながら、目標達成に向けて役場一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「中部はひとつ」の行く先は合併、とのことについて、でございます。

現在、鳥取県中部圏域を取り巻く社会環境は大きく変化しており、産業、福祉、医療、防災等、市町の枠を超え、より多様化し、広域的なものになってきております。そのため中部において市町の壁を超えたさまざまな広域的な取り組みを進めることは必要と考えております。

このことを踏まえ、中部圏域での広域行政を中部ふるさと広域連合が担い、圏域を活性化させていくための定住自立圏構想は、1市4町で進められております。

例えば、広域連合においては、広域観光の振興、広域情報化の促進、ごみ処理、し尿処理、火葬、消防、交通災害共済、固定資産評価審査、滞納整理、休日急患診療所・病院群輪番制、介護保険の要介護・要支援認定の審査・判定、障がい者自立支援の介護給付の審査・判定などを行っております。

また、定住自立圏構想においては、休日急患診療所の運営などの医療分野、病児・病後児保育、休日保育などの福祉分野、中部子ども支援センターの運営などの教育分野、その他とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会の支援、消費生活相談、地域公共交通、地産地消としての「中部発！食のみやこフェスティバル」への支援などに取り組んでいるところであり、それぞれ一定の効果が上がっていると認識しております。

さらに、中部地区の1市4町が構成団体となっている「中部地区行政振興協議会」において、中部地区全般の行政諸施策について県知事に意見・要望活動を行うなど、中部地区に共通する課題への対応に関して他の市町との連携も図っているところでございます。

ただ、広域的な連携の取り組みを進めることの大前提は、それぞれの市民、町民にとって利益があることであると考えます。また、市民、町民の

理解を得て進めることも重要でありまして、今後の取り組みは具体的に一つ一つ検討していく必要があると考えております。

近年、民間の皆さんの中から「中部はひとつ」というスローガンが叫ばれ、平成23年2月には「中部はひとつ」をテーマとしたシンポジウムも開催されたところであります。

生活圏、経済圏という観点からすれば、私も「中部はひとつ」という考え方はそのとおりでと考えております。その中で、「中部はひとつ」とは、中部のそれぞれの市町の特性を生かしながら市町村の枠を超えて一致団結し、協力できるところは協力していくということだと考えております。

今後の方向性といたしましては、広域的に行うことにメリットがある事業については、引き続き、広域連合や定住自立圏構想で中部全体が暮らしやすい環境となるよう取り組んでまいりたいと考えております。その上で北栄町独自の特色を生かしつつ、中部圏域でのリーダーの一人として独自性を発揮してまいりたいと考えております。

市町村合併についてですが、ご承知のとおり、旧北条町と旧大栄町が合併して現在の北栄町が誕生してまだ8年目であります。やっとな、新町として一体化してきたところであります。

合併以降、行財政改革に取り組み、少ない経費で最大の効果、最良の住民サービスを目指してまいりました。その際、歳出カット、定員抑制、組織・機構の統廃合だけではなく、改革を担う職員の資質向上による行政の質を高め、また、より低いコストでよりよいサービスを提供すること、削減した経費を新たな分野に投入し、地域の活性化を図るという観点で取り組んでまいったところであります。

池田議員ご提言の「中部はひとつの先の市町村合併」については、人口減少など地方を取り巻く社会環境の変化に応じて、将来再び市町村合併の議論が俎上に上がることもあるかもしれません。

(しかしながら、)現在の北栄町には多くの課題が山積してございます。

現時点においては、町民の皆様のためにも合併間もない北栄町の行政運営の舵取りをしっかりと行ってまいりたいと考えております。

(次へ)

次に、こども園の民営化についてでございますが、3月議会において議会行財政改革調査特別委員会報告で提言を頂き、また議員の一般質問に於いて、民間にできる事は民間にゆだね、活力ある小さな自治体を目指す事については、同感であるとお答えしたところでございます。

町の行財政改革調査特別委員会、並びに町議会行財政改革調査特別委員会において提言されました、施設の統合、保育所、幼稚園のあり方につきましては昨年、北条地区においては、東保育所、中央保育所、北条幼稚園を幼保一元化施設として統合し、北条こども園を開園、大栄地区においては大誠保育所を大誠こども園、由良保育所も同様に由良こども園とし、栄保育所は北栄町社会福祉協議会運営として経営移譲をし、施設の統合、あるいは民間移譲を実施したところでございます。

これら保育所・こども園につきましては、運用を開始したばかりであり、現在、各保育所・こども園共に就学前教育・保育の充実のため各所・園が経営方針のもと研究主題を設け、まちづくりプランの基本目標「えがおのまちづくり」教育ビジョンの「豊かな自然と優しい地域の中で、子どもがすくすく育つ環境づくり」に資するよう、園長以下保育士、教諭が一生懸命に勉強し実践を重ねており、現段階としては子ども園運営をより保護者に喜んで頂けるよう保育・教育内容を充実して行く事が大切であろうと考えております。

また、乳幼児期から学童期以降へのこどもの発達を目指すには、幼保小の連携が不可欠であり、この保育から教育の分野に於いては行政が責任をもって取り組むべきものだと考えております。

次に、職員と臨時職員の構成についてでございますが、現在町内4園の職員数は104名でございます。内訳は、正職員が42名、臨時職員が62名、その内18名が障害児加配職員でございます。

職員配置につきましては、県の定数基準に基づき配置しており、特に1歳時、3歳児を国基準より手厚く配置している所でございます。

臨時職員配置でございますが、幼児の年間入所変動、特に0歳児でございますが、それらに臨機に対応するためには正規職員対応が難しく、やむを得ず臨時職員対応となっているのが実情でございます。また、近年こども達への発達障害対応として、早期に発見し、早期に支援をする方針としており、障害児加配も手厚く配置しており、それらについても、臨時職員で対応させて頂いているのが実情でございます。

正職員であろうと、臨時職員であろうと、まちづくりプランの基本目標「えがおのまちづくり」の実現に向け力を一つにし、保育教育目標である「心身ともに健やかなこどもの育成」を図っていくものでございます。

以上

【参考資料】

* 庁舎統合について、合併協定書は何だったのか、廃棄するのか。(総務課)

- 1 平成22年 9月 6日 全員協議会資料
- 2 平成22年11月10日 特別委員会資料
- 3 平成23年度 地域座談会 説明資料
- 4 平成23年8月 広報

一 般 質 問 答 弁 書

平成25年6月13日

・中央公民館、健康福祉センターを一体的に活用した地区公民館としての考えは。(生涯学習課)

- 1 社会教育法抜粋 (公民館)
- 2 合併協定書抜粋
- 3 倉吉市公民館条例
- 4 HP倉吉市上井公民館 (地区公と自治公の違い)
- 5 三朝町地域の総合力を高め、自立を促進する条例 (地域協議会関連)
- 6 南部町地域振興区の設置等に関する条例 (地域振興協議会)
- 7 南部町地域振興協議会組織図
- 8 三朝町・南部町等の状況

・同和対策事業の終結に向けての工程はいかに・同和対策事業の終結に向けての工程は。(生涯学習課)

- 1 北栄町における同和対策事業見直し・廃止・削減状況一覧表
- 2 行政改革プラン進捗管理状況 (同和対策事業抜粋)
- 3 同和問題に係る差別及び人権侵害状況
- 4 鳥取市議会 (H22.9 定例会) 市長・副市長答弁
- 5 鳥取市の隣保館・児童館一覧表
- 6 鳥取福祉会とは (隣保館運営委託先)
- 7 県内における同和対策に係る事業状況 (隣保館、補助金、解放文化祭、地区学習会、児童館、生活相談員等)

・町づくりビジョンの具体的工程は。(政策企画課)
なし

・中部はひとつの行く先は合併と考える。(政策企画課)

- 1 鳥取中部ふるさと広域連合規約 (抜粋)
- 2 鳥取県中部圏域振興プラン (産業振興のみ抜粋)
※今は、「産業振興」よりも「広域観光振興」に力点が置かれています。
- 3 鳥取県中部定住自立圏協定項目に基づく取り組み事業

・子ども園の民営化について。

- 1 正規職員・臨時職員数表
- 2 1人の児童にかかる保育料比較表
- 3 認定こども園保育・教育方針
- 4 教育民生常任委員会視察 (H22・9) 和歌山県橋本市高野口認定こども園 資料

質問事項番号	1 - 1 番	質問議員名	池田捷昭 (9番)
質問事項 (質問要旨)	・中央公民館、健康福祉センターを一体的に活用した地区公民館としての考えは。 ・同和対策事業の終結に向けての工程はいかに・同和対策事業の終結に向けての工程は。 ・子ども園の民営化について。		
答 弁 者	教育委員長	担当課	生涯学習課

[答弁要旨]

池田議員のご質問にお答えいたします。

中央公民館と健康福祉センターを一体的に活用した地区公民館の考えはとのご質問であります。

公民館は、地域の生涯学習・社会教育の拠点として、住民に学習機会を提供し、人を育てる教育機関であり、公民館が有する教育機能を生かした地域づくりを推進する役割を担っています。

中央公民館では、北栄町内すべての住民を対象とした施設として運営を続けております。

一方、北条健康福祉センターは、本会議で承認された後、北条庁舎総合窓口を受付窓口として貸館事業が行われる予定です。

住民の皆さんが進められる社会教育を通じた人づくり、地域づくりにおける事業に、今後北条健康福祉センターの活用も必要であれば、総務課と連携した館利用を検討してまいります。

また、「地区公民館としての考えは」ということについてであります、中央公民館と中央公民館大栄分館の2施設で町全体における社会教育に

関する学習、交流の場を提供しています。

特に、中央公民館では直営で公民館まつり、美術展など町全体に係る講座などの事業を中心に進め、大栄分館は指定管理者へ管理委託し、昨年と言えば、ミュージカル、女性相談など個別でニーズのある事業などを中心に行うことで、町全体を網羅できる体制で取り組みを進めており、現在は、地区公民館としての考え方はもっておりません。

次に同和対策事業の終結に向けての行程についてのご質問であります。

平成 25 年度取り組んでいる同和対策事業は、部落解放中学 3 年生交流負担金事業と東伯郡部落解放子どもの集い参加負担金事業でございます。

これらの事業は、未だ同和問題があり、例えばインターネット上での一方的で差別的な書き込みによる人権侵害や身元調査などが行われている状況からすると、同和地区で暮らしている子どもたちが将来にわたって、人権侵害に直面せざるを得ない状況が想定されます。

子どもたちが人権侵害に直面した時、差別解消に立ち向かうための適切な対応や解決に向けた力を培っていくための人権学習や仲間づくりは非常に重要だと考えおります。

以上のことより、本事業は、当面継続が必要であると判断しているところであります。

その他の同和問題につきましては、昨年度見直しのありました「人権を尊重するまちづくり推進計画」に基づき、様々な人権問題の一つとして、人権意識の高揚を図りながら差別解消に向けての取り組みを進めるべきと考えています。

次に、こども園を教育理念のしっかりした者による民営化の考えはないのかのご質問であります。

町内保育所・こども園は、町行財政改革調査委員会、議会行財政改革調査特別委員会の提言も踏まえ、施設の統合、保育所・幼稚園の在り方を検討し、乳幼児期から学童期以降への発達を目指す上で、保育所と幼稚園の内容を一貫性のあるものにして、うまく連携を図ることにより就学前保育・教育の充実を図ることを目的として昨年開設しました。

併せて、従来町長部局であった保育所もこども園と同様に教育委員会の所管としました。

「認定こども園」にしたことは、本町教育の一つの特徴であり、就学前教育の充実に所・園は勿論であります教育委員会としましても、しっかりと取り組みを進めていかなければなりません。

各保育所・こども園に於きましては、「認定こども園保育・教育方針」を定め、「心身ともに健やかなこどもの育成」を保育・教育理念とし、その実現のために、各所・園が研究主題を掲げ、その主題に迫るために保育・教育課程、年間指導計画を策定し、取り組んでいます。

また、どの所・園とも「地域に開かれた園づくり」を重点項目に挙げています。このことは、園経営を進めていくうえで重要なことであり、「子どもたちにとっては行ってよかった、保護者からは預けてよかった、地域の方々からは支持され信頼される」、このことこそ目指す子ども園の理想とするところであります。

そこで、このような所・園づくりを進めるためには、外からの評価が大

切であり教育委員会としましては、所・園運営について年2回の計画訪問を行っております。訪問を通して、どの園長先生からも「職員の意識が変わってきた、保育士に子どもを見る目がついてきている」という言葉が聞かれました。

また、経営自己評価の提出を義務付け、成果と課題の洗い出し、それを次年度に繋げることにより、より良い保育・教育を目指し、学校評議員制度を導入し、外部評価も取り入れております。

このように管理職をはじめ保育士の資質の向上を目指し、保育・教育内容の充実を図ろうとしているところであり、今、民間にとという考え方は持ち合わせていないところでもあります。

次に、職員と臨時職員の件でございます。

これは、配置につきましては先ほど町長が申されたとおりでございますが、正職員であろうと、臨時職員であろうと、同じ目標に向かいこども達の保育・教育に当たらなければなりません。正職員は従来以上に研修、研さんに励み、そして、臨時職員にも積極的に研修していただき、同じ技量、意識を持って保育・教育に当たっていただくことが肝要であろうと考えております。

以 上

(参考資料)

《公民館関係》

1. 社会教育法抜粋（公民館）
2. 合併協定書抜粋
3. 倉吉市公民館条例
4. HP倉吉市上井公民館（地区公と自治公の違い）
5. 三朝町地域の総合力を高め、自立を促進する条例（地域協議会関連）
6. 南部町地域振興区の設置等に関する条例（地域振興協議会）
7. 南部町地域振興協議会組織図
8. 三朝町・南部町等の状況

《同和対策関係》

1. 北栄町における同和対策事業見直し・廃止・削減状況一覧表
2. 行政改革プラン進捗管理状況（同対事業抜粋）
3. 同和問題に係る差別及び人権侵害状況
4. 鳥取市議会（H22・9定例会）市長・副市長答弁
5. 鳥取市の隣保館・児童館一覧表
6. 鳥取福祉会とは（隣保館運営委託先）
7. 県内における同和対策に係る事業状況

（隣保館、補助金、解放文化祭、地区学習会、児童館、生活相談員等）

《こども園関係》

1. 正規職員・臨時職員数表
2. 1人の児童にかかる保育料比較表
3. 認定こども園保育・教育方針
4. 教育民生常任委員会視察（H22・9）和歌山県橋本市高野口認定こども園」資料

【池田議員想定追求質問】

《公民館関係》

①中央公民館などを活用して、地域の意見反映において地域協議会的な機能が必要と考えるが、どのように考えるか。

(参考答弁)

北条町、大栄町とも自治会を一つの単位として、地域の自主的な活動を行ってきた経過、北栄町の面積、人口などを勘案した場合、改めて北条、大栄と地区を分けて意見反映をおこなうことの方が、より地域感情が表出し、施設、事業などを双方で実施しなければならなくなることも見込まれると思われま。

ただし、栄地区においては、中山間地域として個別の課題も抱えていると考えていますので、栄地区の意見反映については、慎重に行う必要があると考えます。

②地域協議会の必要性について、どう考えるか。

(参考答弁)

具体的に言えば、三朝町、南部町などにおいて、独自の条例を制定し、地域協議会、地域振興区などの取り組みを行われている状況があります。両町とも地域住民自らが、自主的に魅力ある地域づくりを行うことを促進することを第一の目的に設置されています。地域によって取り組みに温度差はあるようですが、地域の自主活動において成果は出てきていると聞いております。今後、北栄町の現状を勘案しつつ、

検討してまいりたいと思います。また、町の基本方針や総合計画における地域の意見反映については、南部町では制度化されていると聞きますが、審議会や検討委員会も設置した上で、別途意見を求める仕組みのようです。このことに対しても、今後、実状を勘案した上で検討をしてまいりたいと考えます。

③将来的には「中部はひとつ」と考えるが、その場合の地域の意見反映についていかに考えるか。

(参考答弁)

そういうことも考えられると思いますが、現時点では、北栄町として持続可能な「住民との協働による豊かなまちづくり」の目指し、財政問題も考慮した上で、効果的で効率的な行政運営に努めてまいりたいと考えます。

《同和対策関係》

①同和対策事業に対しての将来的な明確な方向性、計画について聞いている。都度の対応について答えるのではなく将来にわたる具体的な計画について聞いている。

(参考答弁)

平成19年度に大幅な見直しを行い、その後、行政改革プランによる進捗管理をしながら、現在に至っているものでございます。また、先ほども申しましたが、昨年度の見直しを行いました「人権を尊重するまちづくり推進計画」に基づき、更に議会のご意見も参考にさせていただきながら、生活相談員の生涯学習課配置による人権相談員への変更や、隣保館統合による人権文化センター化などを視野に入れつつ、

財政状況等も勘案しながら、北栄町における同和問題も含めた様々な人権問題に取り組む人権施策を推進しているところでございます。

- ②鳥取市は、現在も一部同和対策事業を実施しているが、平成22年9月定例会において、市長自ら計画を明確にし、今残っている事業は、当時から予定されていた継続事業（下水道受益者負担金）である。北栄町も明確にすべきではないか。

(参考答弁)

鳥取市における平成22年度9月定例会における市長、副市長の同和対策事業における答弁は、わたくしも承知しているところでございますが、当町がご説明してきた内容とあまり差異のない答弁だと思っています。議員ご指摘のとおり、当町は行っておりませんが下水道受益者負担金について、工事の進捗状況による経過措置の実施、市内にある隣保館、児童館は有効活用され、隣保館については、中学校区にエリアを拡大し、地域の人権福祉センターとして使用をされていることなどが答弁されています。

北栄町においても、税、補助金などは、行政改革プラン等による進捗管理の中、経過措置を取り廃止の方向で進んでまいりましたし、隣保館についても、統合に取り組む中、町全体にエリアを更に拡大することも含めた人権文化センターに向けた取り組みを現在すすめているものでございます。同和問題を含めた様々な人権問題に対する対応は、鳥取市と同様な方向で進んでいると考えています。

一般質問答弁書

質問事項番号	3-2番	質問議員名	飯田正征(2番)
質問事項	発達障がいの子どもの持つ保護者支援について		
(質問要旨)	<p>・全国的に発達障がい疑われる子どもの割合が急増している。北栄町の状況について伺います。</p> <p>自閉症や注意欠陥多動性障がいといった子どもを持つ保護者に対してどのような支援をしているのか。</p> <p>同様の子育てを経験した保護者が相談に乗り、助言することができれば、子育ての不安が少しでも解消できると考えますが、町長の考えを伺います。</p>		
答弁者	町長	担当課	教育総務課

[答弁要旨]

飯田議員のご質問にお答えします。

近年、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの発達障がいに関する問題が大きくクローズアップされるようになりました。このような発達障がいのある人は、社会生活上様々な困難を抱えているにもかかわらず、福祉サービスの対象となる3障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）には該当しないため、必要な支援が受けられず、また発達障がいに対する社会の理解不足もあり、本人や家族が非常に困難な状況に置かれてきました。こうした背景から、平成17年4月1日に「発達障害者支援法」が施行されました。

同法は、発達障がいを早期に発見し、発達支援を行う事に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、障がいの早期診断・療育・教育・相談体制などにおける、発達障がい者支援のシステムを確立することなど支援を

図ることを目的としています。

発達障害の発見が遅れたり、発達障害の特性を理解せずに子育てを行った場合、他の子どもに比べ「育てにくい」ことに対し、本人に無理な努力を強いたり、その子の行動が他の子どもと異なる事から「しつけが悪いのではないか」などと子育てに対する批判を招く事もあり、本人や保護者、家族が苦しむケースもあり、発達障がいを早期に発見し適切な支援を行う体制が必要であり、本町では、1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診などの乳幼児期の健診後、さらに子育て支援センターの家庭訪問などで発達状況を観察し、気になる乳幼児については保護者の相談活動を行うとともに、必要に応じて医療機関や療育機関につなぐなど、関係課が連携し、発達障がいを早期に発見し、早期に本人や家族に対する適切な支援が出来るよう取り組んでおります。

小中学校での発達障がいを含む障害のある児童生徒への教育的支援は、平成19年4月の学校教育法の一部改正により、小中学校においては教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行わなければならない事が明記されており、本町に於きましても、各小中学校に障がいに応じた特別支援学級を開設し、さらにきめ細やかな指導や必要な支援を行うために、こども園や小中学校には加配保育士や特別支援教育補佐員を配置しています。

また、今年度からは新たに通常学級に在籍し、学習において困り感のある

児童生徒に対応するために通級指導教室のことばの教室、まなびの教室を開設した所でございます。

先般、全国公立小中学校通常学級に在籍する児童生徒の内、発達障がいの可能性のある小中学生が6.5%である事が平成24年12月の文部科学省の調査結果として報告されました。本町に於きましては、発達障害と診断された児童・生徒は年々増加しており、小学生では平成22年度で29人、割合として3.4%であったものが、平成24年度では43人、5.1%と増加しており、中学生では平成22年度に5人、1.2%であったものが平成24年度では8人、2.1%に増加しております。

また、保育所、子ども園、小中学校においては、健診等で発達障がいと診断された子どもだけでなく、保育士や教師の気づきから、その特性に応じた支援をしており、組織的に支援をする体制づくりをするとともに、職員の専門性の向上に向けて、各種研修会へ積極的参加や園内・校内研修の充実に努めています。

具体的には、昨年度、今年度2カ年で保健師と保育士合計14人が、県が主催する「発達支援コーディネーター養成講座」に参加して早期発見や、その後の支援の充実など研修を行っている所でございます。

本町ではこのように、早い段階から一人ひとりに応じた指導の充実を図り、自立に向かう力をつけることが、本人はもとより、保護者の支援につながっているものと考えます。

保育所やこども園、小中学校では、保護者に対して子どもが困っている様子と保育所、こども園、小中学校で行っている支援を伝え、家で保護者がしておられる工夫を聞き取り入れるなどの保護者との連携を図っておりますが、飯田議員ご提案のとおり、同様の子育てを経験した保護者さんに相談に乗ってもらうことは、子育ての不安を解消する上で、非常に大切であり、有効な手段だと考えます。

現在、県主催事業で、「ペアレントメンター鳥取」という組織がありますが、自閉症・発達障がいの子育ての経験を活かして、他の保護者の良き相談相手となれるよう、研修を受講された先輩保護者が個別相談や電話相談等を行ってまいりますので、活用されるよう情報提供を行っているところでありますが、町としても、今後ペアレントメンター鳥取のキャラバン講演を招致するなどの支援も考えてみたいと思います。

わが子が発達障がいと診断された保護者は、子どもの障がいや将来に対する不安をもって育児に当たることになるので、その保護者支援の一つとして、子ども自身の生活上・学習上の困難さの改善を図り、保護者の不安に寄り添う相談体制の整備が大切だと考えています。

また、今年福祉の先進地である湖南省で、発達障がい児支援システムづくりの先進事例を学ぶ予定としており、本町の今後の支援施策に活かしていきたいと考えます。

以上

《添付資料》

- 資料1・・・特別支援教育の構成図
- 資料2・・・中部特別支援教育MAP
- 資料3・・・北栄町子育て支援の仕組み
- 資料4・・・特別支援学級に在籍する児童生徒数（病弱含む）
- 資料5・・・ペアレントメンター鳥取パンフレット

《町の発達支援施策の概要》

◆子ども達の発達状況を観察

- ・7カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳での集団健診「健康推進課」
- ・5歳児健診「健康推進課・教育総務課」
- ・就学前健診10月「教育総務課」
- ・子育て支援センター・各所・園での状況観察
- ・専門機関との連携

◆町の発達支援対策

支援判定会議を経て支援を決定

- ・就学前＝加配保育士による発達支援
- ・就学後＝知的障がい特別支援学級
自閉症・情緒障がい特別支援学級
弱視特別支援学級
言語障がい特別支援学級
病弱・身体虚弱特別支援学級

■保護者に対する支援策

- ・保護者の理解を得るよう、丁寧に説明し相談に乗る。
- ・子ども安心して預けられる施設づくり、運営

■今後の対応

- ・従来以上に、相談を受ける側の相談の技術向上
- ・支援を受けている子を持つ保護者同士のネットワーク化（悩み等の情報交換）

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	6-1番	質問議員名	長谷川昭二(10番)
質問事項	学校給食の民営化について		
(質問要旨)	来年度から、学校給食センターの調理部門を民間委託することが進められていることについて伺う。 ① 今以上の経費削減をしてまで民営化をしなければならない必要性は何か。 ② なぜ、直営によって、食育をはじめとする給食内容の充実は図れないのか。 ③ 学校給食の民営化は、自治体としての責任放棄になるのではないのか。		
答 弁 者	町長	担 当 課	教育総務課

[答弁要旨]

長谷川議員のご質問にお答えします。

北栄町学校給食センターの民間委託については、平成18年12月の議会の行財政改革調査特別委員会報告、平成19年1月の町行政改革プランそして、今年の3月議会行財政改革調査特別委員会報告に於いて、民間活力の導入を図る事として給食センターの民間委託が提言されました。

それら、提言を受け検討し業者より検討用の見積もりを徴収し、さらに既に調理部門を業者委託している市町の視察を行い、その結果を持って、先般5月9日と16日に全員協議会で説明させて頂き、来年度4月からの学校給食センター調理部門の業者委託に向け、準備を進めている所でございます。

まず1点目のご質問で、今以上の経費削減をしてまで民営化をしなければ

ならない必要性は何かと言う点でございます。

これは、先ほど経緯を述べさせていただきましたが、町及び町議会における行財政改革方針において、民間の活力を活用し、住民サービスの向上が図れるものについては民間委託の導入を検討するという提言に基づき、業者の見積りや、既に調理部門を業者委託している市町の視察などを行った結果、業者委託を行う事で、食を通じた子ども達の健康の向上が期待できると総合的に判断したものでございます。

2点目の、なぜ直営によって、食育をはじめとする給食内容の充実は図れないのか、と言う点でございます。

近年、児童・生徒の食生活において、偏食、朝食欠食、偏った栄養摂取などによる食生活の乱れ、肥満傾向の増加などが指摘されています。これらの課題に対応すべく、家庭、学校、学校給食センターが連携し、食育を進めている所でございます。

給食センターとしては、学校栄養職員が学校の各クラスに出向き、「食」に関する指導を行い、食の大切さを伝えていきます。しかし、学校栄養職員の職場の現状として、調理現場の確認に関わる時間が多く、クラスに出向き子ども達に食育を進める準備の時間がとりにくい現状があります。また、給食献立に於いても栄養職員が栄養面だけではなく、地元食材を多く取り入れる工夫や給食の見栄えなども考慮しながら献立づくりを行っている所でありませ

今回調理部門を業者委託することにより、調理現場に関わる時間が省かれ、食育を始めとする、これら業務に費やす時間が生まれ、今後より一層、食育あるいは、子どもたちの喜ぶ献立づくりを進めるものであります。

さらに、調理部門の人事管理業務が省かれることにより、事務職員もセンター全体の管理運営業務、給食費徴収率の向上対策などに一層推進が図れるものと考えています。

そして、3点目の民営化は、自治体としての責任放棄ではないのかと云う点でございますが、今回の委託は、学校給食業務を完全民営化するのではなく、学校給食法に基づき健康教育や教育活動の一環として、行政責任を果たす上で必要な監督を行いながら給食センター運営、献立作成、食材調達、調理指示は従来どおり直営で行い、学校給食業務の調理部分だけを業者委託するものであり、決して行政として責任を放棄し、業者任せにしているものではないかと云う点でございます。

以上

《添付資料》

- 資料1・・・5月16日議会全員協議会用資料
- 資料2・・・学校給食センター業務・作業スケジュール表
- 資料3・・・北栄町学校給食調理業務受託者選定委員会規約（案）
- 資料4・・・学校給食法
- 資料5・・・文部科学省通達「学校給食業務の運営の合理化について」
- 資料6・・・学校給食法の改正
- 資料7・・・第2次食育推進基本計画
- 資料8・・・北条小学校食に関する指導の全体計画

一般質問答弁書

質問事項番号	6-1番	質問議員名	長谷川昭二(10番)
質問事項	学校給食の民営化について		
(質問要旨)	<p>来年度から、学校給食センターの調理部門を民間委託することが進められていることについて伺う。</p> <p>① 今以上の経費削減をしてまで民営化をしなければならない必要性は何か。</p> <p>② なぜ、直営によって、食育をはじめとする給食内容の充実は図れないのか。</p> <p>学校給食の民営化は、自治体としての責任放棄になるのではないのか。</p>		
答弁者	教育委員長	担当課	教育総務課

〔答弁要旨〕

長谷川議員のご質問にお答えします。

今以上の経費削減をしてまで民営化をしなければならない必要性は何かとのご質問であります。

来年度から学校給食センターの民間委託をしようと考えています部門は、調理作業の部分と食缶が学校等から帰ってきてからの食器等の洗浄・保管・消毒、センター内の清掃の部門であり、これらの部分を民間委託するものであり、センターの業務内容をすべて民間に委ねるというものではありません。

なぜ、この調理部門を民間委託に委ねるかということですが、学校給食は週5日間、休日や長期休業日を除いた、授業日の昼食時に実施されており、年間約190回程度の給食実施回数であります。このことから、本町では今までも臨時職員での対応をしてきておりますが、更に、人件費

等の経常経費の適正化を図ることができます。

また、事務を統括するセンター長においては、調理職員の管理業務(賃金計算・調理員の休暇等に伴い代替え対応をしていたこと)が削減され、給食業務の効率化を図ることができます。

さらに、食育の重要性が増すなかで、学校栄養職員は献立の作成や全般的な調理場管理等の業務が多くあり、学校に出かけての食育指導の時間がとりにくさがありました。調理業務を業者委託することにより、学校栄養職員が今まで以上に専門性を発揮して食育の推進、きめ細やかなアレルギー対応、給食献立内容の充実を図ることができます。

そして、学校給食の実施で最も留意しなければならない点として、安全・衛生管理の徹底があります。この点についても、そのノウハウや手法を持っている専門業者の方に委ねることにより一層の安全・衛生管理の推進が図られるものと考えるところです。

以上、このような効果を期待しており、来年度から調理部門の民間委託を実施する方向で考えているものであります。

次に、直営によって、食育をはじめとする給食内容の充実は図れないのかとのご質問であります。

学校給食は、今までにも増して「食育」という観点からも大事な部分を占める教育活動であり、給食センターや学校は「食育」の本質をしっかりと理解し、子どもたちの心や体を育てる観点から取り組んでいかなければ

なりません。

その大事な部分を担う、学校栄養職員の役割はとても大事でありまして、「食育」推進の観点から、学校栄養職員が今まで以上に子ども園や学校に出かけて、専門性を発揮した授業ができ、このことが食育の推進へとつながっていくものだと考えます。

また、参観日や保護者対象の研修会でも時間的余裕ができ、学校栄養職員の専門的な見地からのお話や指導助言がもらえ、このことが、「食育」という観点から食に対する意識・関心が高まり、健康な町北栄町にもつながっていくのではないかと考えるところであります。

3点目の学校給食の調理部門の民営化は、自治体としての責任放棄ではないかとのことでありますが、学校給食は町の教育行政として責任をもって実施しており、調理部門を民間委託したからと言って、責任放棄に当たらないと考えます。

文部科学省から出された「学校給食業務の運営の合理化について」の通知のなかにも、民間委託をした場合でも「献立の作成は、設置者が直接責任をもって実施すべきものであるから委託の対象にしないこと。」「物資の購入、調理業務等における衛生、安全の確保については設置者の意向を十分反映できるような管理体制を設けること」とあるように、民間委託した場合でも、献立の作成は、設置者が直接責任をもって実施いたします。

また、食材の調達、調理の指示等は、今まで通り学校栄養職員が行ってい

きます。このように、学校給食業務推進の主な部分は、町が責任を持って運営してまいりますので、決して責任放棄にはあたらないものをご理解いただけるものだと思います。長谷川議員のご質問にお答えします。

昨今、子ども達の食生活を取り巻く社会環境は大きく変化し、栄養の偏りや生活習慣病の低年齢化など、食生活に起因した新たな問題が指摘される中、学校給食の役割は大きなものがあります。

以 上

《添付資料》

- 資料1・・・5月16日議会全員協議会用資料
- 資料2・・・学校給食センター業務・作業スケジュール表
- 資料3・・・北栄町学校給食調理業務受託者選定委員会規約（案）
- 資料4・・・学校給食法
- 資料5・・・文部科学省通達「学校給食業務の運営の合理化について」
- 資料6・・・学校給食法の改正
- 資料7・・・第2次食育推進基本計画
- 資料8・・・北条小学校食に関する指導の全体計画

想定問答（長谷川議員6－1関係）

1. 給食の安全性・衛生管理は大丈夫か？

食材の購入については、従来どおり町が行い、原材料・加工等の把握に努め、確認してから発注します。搬入の際にも栄養士が確認検収します。

委託後も調理作業中は調理員がチェックし、その後栄養士がチェックする2重のチェック体制とします。

衛生管理については、学校給食衛生管理基準・学校給食センター衛生管理マニュアルが遵守できる、しっかりとした衛生管理の出来る業者を選定します。

2. アレルギー食の対応は？

現在のアレルギー食対応は、保護者を交えたアレルギー確認会を毎月開催し、除去食並びに代替食の確認を行いそれにより調理指示書を作成、調理を行っています。委託後も町で実施します。

また、業者選定にあたってアレルギー食に係る技術蓄積の高い業者を選定します。

3. 異物混入や食中毒についての対応は？

給食センターでは、従事者健康チェック、衛生作業チェック、納入物質や出来上がりのチェック（検査）等で衛生管理を徹底して異物混入や食中毒を起こさないよう努めています。

給食提供に関する万一の事故等にはこれまでどおり町が責任を持って対応し、委託業者の責任に起因する万一の事故等に備え保険に加入して頂き、事故時には迅速な対応が可能な業者を選定します。

4. 調理方法や、給食の質に影響はないか？

業務委託後も、給食調理は同じ施設同じ機械を使って行います。また、現在の調理現場で調理作業に慣れている調理員さんの継続雇用を希望する旨を仕様書に記載しますので、調理方法や給食の質には影響はないものと考えます。

5. 業者委託で、現在雇用の調理員の雇用はどうなるのか？

公募型プロポーザル方式で選定する予定としており、見積り仕様書に現在の調理員の優先雇用を記載します。

6. 現在の調理現場の雇用形態は、臨時職員が大多数を占めているのに、委託による経費節減は期待できるのか？

現在4業者より見積もりを徴収していますが、直営予算に比較し64.9%から99.6%の幅が、請負差額で言えば1,405万3千円から13万9千円の幅がありました。

今回の委託は、経費節減も一つの目的ではありますが、経費削減ありきで、そのしわ寄せが人件費に行かないように配慮が必要と考えます。

また、委託の目的は、業務効率化（安全・衛生管理の徹底、食育の充実、アレルギー対応・献立の充実、給食業務全般のコスト削減、効率運営等）も大きな目的であります。

したがって、業者選定にあたっては、総合的な判断により応募企業の提案書を委員会に於いて検討し選定します。

7. 光熱水費を町負担とすれば、委託業者は節減努力をしないのでは？

電気、水道など調理現場で使用する光熱水費については、従来どおり町が管理し負担します。給食センターが稼働して2年6カ月が経過し、年間の平均使用料の実績が出ており、その実績を超えないようセンター長が毎月チェックします。

また、契約書には節減努力の明記を考えます。

39 8. 業者委託は、偽装請負（派遣法違反）にならないか？細かな日々の指示はどうするのか？

業者への指示は指示書に於いて行い、調理員への直接的な指示は行いません。

委託業者は、労務管理を行いセンターの栄養士の指示書を受けて調理工程表などを作成するなどして調理を実施するため、委託業者の独立性と専門性は確保され、町は急遽の変更等が生じた場合責任者を通じて指示するので労働関係法に抵触するものではないと考えます。

一般質問答弁書

平成25年6月14日

質問事項番号	7-3 番	質問議員名	浜本武代（8 番）
質問事項 （質問要旨）	進む人口減について ・独身者が結婚し、家族をつくって欲しい。そのために、独身者・家族・地域・職場で協力し合える地域を		
答 弁 者	町 長	担当課	教育総務課・住民生活課 健康推進課

〔答弁要旨〕

浜本議員のご質問にお答えします。

先ほど、厚生労働省が平成24年の人口動態統計をまとめ、「子どもの出生率は1.41人で前年から0.02ポイント上昇したが、出生数は過去最低となり、少子化が進んでいる」と発表しました。

この少子化の問題につきましては、日本全体の問題であり「社会の根幹を揺るがしかねない問題」として、国や地方公共団体では様々な対策を講じております。

本町におきましても「子育てするなら北栄町」として、平成19年に次世代育成支援行動計画「すこやかスマイルプラン」を策定し、子どもを安心して生み育てる環境整備に努めてきたところでございます。

まず初めに、この少子化の大きな要因となっている、未婚、晩婚化についてでございます。

国立社会保障・人口問題研究所の人口統計資料によると全国の生涯未婚率は年々上がり、男性の生涯未婚率は2005年の15.96%から2010年には

20.14%に、女性については7.25%から10.61%まで上昇しており、今後
もさらにこの数値が高くなると予想され、2030年には男性の3人に1人
は生涯独身と予想されています。

本町におきましては、平成23年度に結婚支援対策事業として結婚を望
む男女を対象にしたイベントを実施しておりますが、現在は直接の事業は
行っておらず、会員登録をされていた方には、県の「とっとり婚活サポ
ート事業」のイベント情報配信登録への案内を行いました。登録をいただき
ますと、「とっとり婚活サポーター（イベント団員）」が企画・実施する
イベント情報が配信されまして、昨年度は年間154回のイベントが開催さ
れ、参加者総数は5,193人、226組のカップルが成立したとの報告がござ
いました。

さらに、県では昨年5月に生命保険会社などと協定を結び、直接独身者
へ配信登録やイベント参加の呼びかけなどを行う「とっとり婚活サポ
ーター（応援団員）」を立ち上げられたところでございます。

また、議員が活動しておられます結婚支援団体「マドンナ」につきまし
ては、町報での活動紹介や結婚相談会実施の告知放送などをさせていた
だいております。

しかしながら、婚活ブームと言われ、男女の出会いの場の機会が増えて
も、未婚・晩婚化が進んでいる状況を見ますと、やはり雇用の環境や生活
スタイルの多様化など様々な要因が根底にあり、なかなか結婚に結び付か
ないのだろうと感じるところです。

次に妊娠・出産についての支援でございます。

北栄町の1年間の出生数は、近年120人前後で推移しております。また
そのうち第3子、4子の出産もあり大変喜ばしいことであります。

一方、子どもが欲しいと望んでいるにも関わらず子どもに恵まれず、不

妊に悩んでいる方も増えている現状がございます。不妊治療を受けるには
治療費が高額であり、その経済的負担を軽減しようと、鳥取県をはじめ北
栄町においても、不妊治療に要する費用の一部を助成しているところでご
ざいます。

また、先ほどから申し上げておりますとおり、晩婚化が進み出産する年齢
も上がっており、35歳以上で出産した人の割合は、平成20年は19.4%で
したが、平成23年では28.9%と年々増加しています。

妊娠に適した時期を逃し、不妊に悩む方が増えていると言われており、
これから結婚や子どもを希望する若者に、妊娠に関する身体の仕組みなど
正しい情報提供を早い時期から行っていくことも必要と考えています。

次に、子育て支援について でございます。

少子化の流れを変えるためには、子育てをしやすい環境を整備していく
ことも大切な施策であります

北栄町では、子育てをしやすい環境整備の一つとして、平成24年度か
ら保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の軽減を実施しています。

また、保育・教育の内容につきましても、保護者のニーズを把握し、よ
り一層充実させていかなくてはなりません。

保護者にとって「より魅力ある保育所・こども園」となるためには、職
員の資質の向上を目指すために必要な、人材の確保等ソフト面の充実、あ
るいは施設整備等ハード面の整備が必要になってきます。

さらに、既に保育所・こども園に入所、入園している幼児のみならず、
地域子育て支援拠点事業の、未就園児を対象とした子育て支援センター機
能のより一層の充実も必要となってきます。

また、保育所・こども園だけではなく、地域住民の力の活用、民間団体
の支援、世代間交流を促進していく取り組みも今後の課題として充実を図

る必要があります。

例えば、子育て中の親同志が中心となって活動する子育てサークル等の育成が必要だと思います。核家族化していく現代において、今後、地域で子育てをしていく取り組みを強化していくことは不可欠だと思います。

次に、就学後の支援としましては、放課後児童クラブを実施し、保護者の就労の支援と、児童の放課後における活動支援を行っています。この利用者数は年々増加する傾向にありますので、今後は現在の定員を増やす等、放課後対策を充実していく必要があります。

今後、平成27年度より導入される予定の「子ども・子育て支援新制度」の計画策定に向け保護者ニーズの調査を実施し、どんな保育サービスが必要かを見極め、少子化対策につなげていきたいと考えます。

最後に、若者が結婚し、子どもを持ちたいと希望する気持ちの醸成は大切なことであります。

町では、毎月19日を「育児の日」とし、町民みんなで育児を支援していこうという啓発に取り組んでいるところですが、今後も引き続き「子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会」を目指し、生命の大切さや、家庭の役割等についての理解を深める啓発活動を行っていくことが重要であろうと考えております。

(参考資料)

- ・生涯未婚率（国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料より）
- ・北栄町出生順位別出生数・母の年齢別出生数（人口動態調査より）
- ・市町村別合計特殊出生率の推移（人口動態調査より）
- ・新聞報道記事

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	9-2番	質問議員名	奥田伸行(1番)
質問事項	職員人事と育成		
(質問要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の政策能力を高めるため、職員のスキルアップとモチベーションの維持に力を入れるべきである。 ・業務チェックや業務分担はどうなっているのか。 ・人事異動の目安(年数)は。 ・あらゆるニーズに対応できるスペシャリストはいるのか。 ・人事評価制度を導入されたが、どのように活用されるのか。 		
答 弁 者	教育委員長	担 当 課	教育総務課

[答弁要旨]

奥田議員のご質問にお答えします。

職員の政策能力を高めるため、職員のスキルアップとモチベーションの維持・向上に力を入れていくことはどの組織でも重要なことであり、特に力を入れて取り組んでいるところです。

議員は、将来の町を見据えた若手職員や中堅職員(グループリーダー)の育成について、4点についての質問をされましたが、これらのことにつきましては、日々指揮監督をしている教育長からの答弁の方がふさわしいと考えますので、岩垣教育長が答弁いたします。

教育委員会事務局における職員人事と育成につきましては、基本的には町長部局における方針と同じであります。

業務チェックや業務分担につきましては、日頃の業務は、業務ごとに主査・副査を定め業務にあたり、最終的には教育長、課長の決裁を受け執行しています。したがって、日頃の業務チェックは、決裁段階で課長を中心に行

える体制となっています。また、加えて、各職員には業務執行にあたり、情報を共有し、課題を洗い出し、対応方針について立案・協議を行ったうえで、上司の決裁を仰ぎ、業務執行を行います。

次に人事異動の目安でございますが、人事異動の目安に特に定めはありません。人事異動については、基本的には、町の行政職員であるため、町長部局との協議をしながら配置することとなっています。

3点目として、あらゆるニーズに応えられるスペシャリストはいるかのご質問でございますが、教育委員会においては、地教行法に基づき学校教育に関し識見を有し、かつ学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について、教養と経験がある「指導主事」を2名配置しており、学力の向上や教育力の向上、人権教育など学校教育全般に係る指導助言や相談、教育に対する企画立案を行っているところです。また、保育所・こども園に於いては、各保育士あるいは幼稚園教諭が保育あるいは教育の専門職として業務にあたっています。

また、職員については、行政職員として、総務課や各研修機関が主催するさまざまな研修に参加し、また担当分野での専門的な研修を受講しスキルアップを図りながら、保育・学校教育における教育力向上、あるいは社会教育の推進など、教育環境の整備等に取り組んでいます。

4点目の人事評価制度についてでございます。町では、平成21年度から人事評価制度が試行され、昨年後半から運用を開始したところであります。

この評価制度の導入により、目標を設定し、具体的な水準を設けどのような手段、方法で業務を進めていくのか明らかにしながら、職員の意識改革と士気の高揚を図り、人材育成に役立てていきたいと考えています。

以上でございます。

《付則・学校現場関係》

【学校現場における業務チェックや業務分担は】

学校運営は、校長及び教頭の管理職を中心に、教員及び事務職員が一体となって子どもたちへの教育指導にあたっています。

教職員は、鳥取県が任用し、各市町村立小中学校へ配置することとなります。各小・中学校教員の業務分担は、小中学校管理規則に定める教務主任等については、教育委員会が、任命することとなっています。

業務のチェックについては、管理者である校長がチェックすることとなり、鳥取県教育委員会の定める勤務評定に基づき評価を行っています。なお、評価により改善指導が必要な場合は、校長が面談し指導にあたり、町に配置している指導主事や県教育委員会学事担当が指導にあたりすることとなります。

【学校現場人事異動の目安（年数）は】

人事異動の目安は、概ね3年8年となっていますが県教育委員会と市町村教育委員会が協議し、人事配置することとなります。

【学校現場あらゆるニーズに対応できるスペシャリストはいるのか】

学校の教員は、教育免許を保有しているものが採用されていますが、教員の資質向上のための研さん機会としては、勤務年数に応じた義務的研修を始め、県教育委員会が主催する研修、夏休みなどの長期休業中を活用した研修や校内授業研修や専門分野ごとにおける教材研究など、さまざまな機会を通じて個々のスキルアップを図ったり、児童生徒の教育力向上の研究を行っています。また、人事配置の面からは、県教育委員会の指導法工夫改善加配職員などを活用したりしています。

【学校現場人事評価制度について】

学校の教職員は、県教育委員会の勤務評定が適用され、その勤務評定に基づき、県・町教育委員会や所属校長が指導にあたることとしていますし、必要に応じて研修の受講をさせることとしています。

また、評価により勤務成績が芳しくないと評価した場合には、勤勉手当率への反映を行うこととしています。

以上

《添付資料》

- 資料1.....
- 資料2.....

発議第6号

平成25年6月19日

北栄町議会議長 青 亀 恵 一 様

提出者	北栄町議会議員	石丸美嗣
賛成者	北栄町議会議員	奥田伸行
	同上	飯田正征
	同上	前田栄治
	同上	山下昭夫
	同上	池田捷昭
	同上	長谷川昭二
	同上	阪本和俊

真に人権尊重の社会形成を図るため特定地域に偏重した事業の見直しを求める決議について

会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、上記の議案を提出する。

理由

決議書のとおり。

真に人権尊重の社会形成を図るため特定地域に偏重した事業の見直しを求める決議

本町の同和対策事業は、「特別措置法」の施行以前から、部落差別の根本的速やかな解決を図るため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育の向上、人権擁護の推進などの施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この結果、今日における同和地区の生活環境をはじめとする地域間格差は、客観的指標から見ておおむね解消し、その目的は達成されたものと考えます。今後は、周辺住民との交流を深める自主的な取り組みにゆだねるべきです。

また、法の下での平等を掲げた日本国憲法の下で、何人も決して差別されることのないまちづくりと特定の町民が特別あつかいを受けることのない平等で公正なまちづくりを進める必要があります。

一方、厳しい社会環境の下、自殺や失業など町民生活はますます厳しさを増しています。このことから、目的を達成した事業の廃止によって生まれる新たな予算を使い、町民の暮らしを支援する事業に取り組むべきです。

このような観点から、北栄町議会は下記事項について決議する。

記

- 1 北条文化会館、大栄文化センターは各地区に譲渡または廃止し、人権啓発の拠点は生涯学習課に置くこと。
- 2 児童館は、利用の機会を広げ、児童福祉法の目的を達成するため、利便性のよい町の中心的位置に機能を移転すること。
- 3 小・中学校の児童生徒の人権学習は、教育の機会均等を図る上から、学校教育の範囲ですべての児童生徒を対象に行われるべきであり、応募者だけを対象にし、特定の地域に教員の派遣を行わないこと。

以上決議する。

平成25年6月19日

鳥取県東伯郡北栄町議会

教育委員会制度等の在り方について

(第二次提言)

はじめに

教育再生は、子どもたちが「夢」を実現する意志を持って、自分たちの道を歩んでいけるよう手助けするための営みです。そのために、国は、世界に伍していくべき学力と規範意識を身に付ける機会を保障する責任があります。教師は、困難にも自ら進んで立ち向かい、学び、成長し続ける鑑^{かがみ}でなければなりません。また、社会総がかりで教育再生を実行していく中、国民・住民の意向が、教育に適切に反映されることが必要です。

しかし、現実には、教育現場で起きる問題に、的確で速やかな対応が行われず、教育を受ける機会が妨げられるような事態、さらには、子どもの生命や身体が危険に晒^{さら}される事態が生じています。子どもたちのための教育再生を成し遂げるため、教育行政における責任体制を確立しなければなりません。

教育再生実行会議では、いじめ問題等への対応に続き、教育委員会制度の在り方について議論を行いました。教育委員会制度の問題は教育制度の根幹に関わる問題です。その改革は、先の教育再生会議においても提言がなされ、法律改正もされましたが、依然として課題が解決していません。教育再生を実行に移していく今こそ、教育委員会の存在意義を原点に立ち返って見直す必要があります。そして、全国どこでも責任ある地方教育行政の体制を築くため、以下のような方向性で教育委員会制度を改革することを提言します。今後、政府においては、提言を踏まえ、速やかに具体的な制度改革に向けた検討を行い、その実現を図ることを期待します。

1. 地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築く。

現行の教育委員会制度には、合議制の執行機関である教育委員会、その代表者である委員長、事務の統括者である教育長の間での責任の所在の不明確さ、教育委員会の審議等の形骸化、危機管理能力の不足といった課題が依然としてあります。これは、根本的な問題として、非常勤の委員の合議体である教育委員会では、日々変化する教育問題に迅速に対処し、責任を果たしていくにはおのずと限界があるからです。もちろん、関係者のたゆまぬ努力と相互の緊密な意思疎通により、適切な教育行政が行われている地方公共団体があることも事実ですが、属人的なものによるのではなく、どの地域でも責任ある教育行政が可能となる体制を制度として築く必要があります。

他方、教育委員会制度は、戦後一貫して、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保する機能を果たしてきました。新たな地方教育行政の体制においても、教育内容や教職員人事等における政治的中立性等の確保は引き続き重要です。その上で、地方教育行政の権限と責任を明確にするため、地域の民意を代表する首長が、教育行政に連帯して責任を果たせるような体制にする必要があります。

このような観点を踏まえ、以下のような方向性で教育委員会制度を抜本的に改革することが必要です。

- 地方公共団体における教育行政の責任体制を明確にするため、首長が任免を行う教育長が、地方公共団体の教育行政の責任者として教育事務を行うよう現行制度を見直す。首長による教育長の任命・罷免に際しては、議会の同意を得ることとし、議会が教育長の資質・能力をチェックする。
- 教育長を教育行政の責任者とすることに伴い、教育委員会の性格を改め、その機能は、地域の教育の在るべき姿や基本方針などについて闊達な審議を行い、教育長に対し大きな方向性を示すとともに、教育長による教育事務の執行状況に対するチェックを行うこととする。
- 政治的中立性等を確保するため、特に、教育長が教育の基本方針や教育内容に関わる事項を決定する際には、教育委員会で審議することとするなどの制度上の措置を講ずる。
- 教育長が、地方公共団体の教育について、十分に責任を果たすことができるよう、指導主事等の専門職の配置充実など教育行政部局の体制を強化する。また、学校だけでは対応が困難な問題について、弁護士等の外部専門家による支援体制を整備する。さらに、教育予算の編成・執行や他の部局との交流人事においても、首長と教育長の連携を一層強化する。
- 教育長の資質・能力は極めて重要であり、強い使命感を持ち常に自己研鑽に励む人材が求められる。教育長に、教育の専門的識見とマネジメント能力に優れた者を充てることができるよう、現職の教育長や教育長候補者の研修など、「学び続ける教育長」の育成に国が一定の責任を果たす。
- 教育委員には、広い視野を持って我が国の将来を思い、未来を担う子どもの育成

① いじめ ② 教育委員会制度 ③ グローバル社会

を熱心に考え行動できる者を人選する。その際、保護者に加え、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）や学校支援地域本部等がある地域では、その関係者を教育委員にするなど、住民の意向の反映に努める。また、文化・芸術、スポーツなど各界で顕著な功績のある者の活用も考慮する。

- 上記の方針の下、新たな地方教育行政体制において、教育委員会で審議すべき事項とその取扱い、教育委員の任命方法、教育長の罷免要件等の詳細な制度設計については、今後、中央教育審議会において更に専門的に審議されることを期待する。その際、新たな教育行政組織の名称について、役割や機能が国民に分かりやすいものとなるように配慮する必要がある。

なお、合議制の執行機関である教育委員会制度を基本的に維持しつつ、教育長を首長の任命によることとし、教育委員会規則の制定・改廃や具体的な教職員の人事の決定は教育長に委任するなど、実態にあった制度の見直しをすべきであり、仮に教育委員会の性格を改める場合には、首長を教育行政の責任者とし、教育長を教育事務執行の責任者とすべきとの意見があったことも付記します。

2. 責任ある教育が行われるよう、国、都道府県、市町村の役割を明確にし、権限の見直しを行う。

我が国の将来を担う子どもたちの教育について、最終的な責任は国にあり、ナショナル・スタンダードが維持され、責任ある教育が行われると同時に、地方の実情等を考慮し、地方の創意工夫をいかした教育が展開されるようにする必要があります。また、教師の人材確保については、地域格差を生じさせない配慮が求められます。こうした観点から、国、都道府県、市町村の役割を明確にするとともに、相互の権限や関係を見直す必要があります。

- 国は、学習指導要領や学級編制の標準等について、教育のナショナル・スタンダードを維持しつつ、各地方公共団体がそれぞれの創意工夫によって、特色ある教育を十分展開できるようにする。
- 他方、責任ある教育行政が確実に行われるよう、具体の教育行政については、原則として地方公共団体自らが判断し、責任を負うべきとの前提に立った上で、地方公共団体の教育行政が法令の規定に違反したり、子どもの生命・身体や教育を受ける権利が侵害されたりする場合には、最終的には、国が、是正・改善の指示等を行えるようにすることにより、その責任をしっかりと果たせるようにする。

- 国は、県費負担教職員の人事権について、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、市町村に委譲することを検討する。また、指定都市について、税財源措置の方策等に関して関係道府県・指定都市等の理解を得た上で、教職員の人事権者と給与負担者を一致させることを検討する。学校についても、教職員の人事についての校長の権限を強化するため、市町村の教育行政部局は、校長の意向の反映に努めることとする。
- 国及び地方公共団体は、困難にも自ら進んで立ち向かい、学び、成長し続ける教師の育成に積極的に取り組む。教育は子どもたちの将来に繋がる魅力的な営みであり、真に頑張っている教師の士気を高めるためにふさわしい処遇の改善や、一定の教育水準を確保し、その維持向上を図るため、義務教育費の負担金等について、国が十分に責任を果たす。
- 義務教育についての市町村の権限と責任体制を確立することに伴い、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るべく、国は、諸外国の制度も参考としつつ、我が国にふさわしい地方教育行政や学校教育の第三者評価の仕組みについて検討する。その際、教育の質を改善し、向上させていくことを目的として、地方の教育行政や学校教育の成果とプロセスを評価し、優秀な事例を目標にして全体がそれを目指す仕組みとする。

3. 地方教育行政や学校運営に対し、地域住民の意向を適切に反映する。

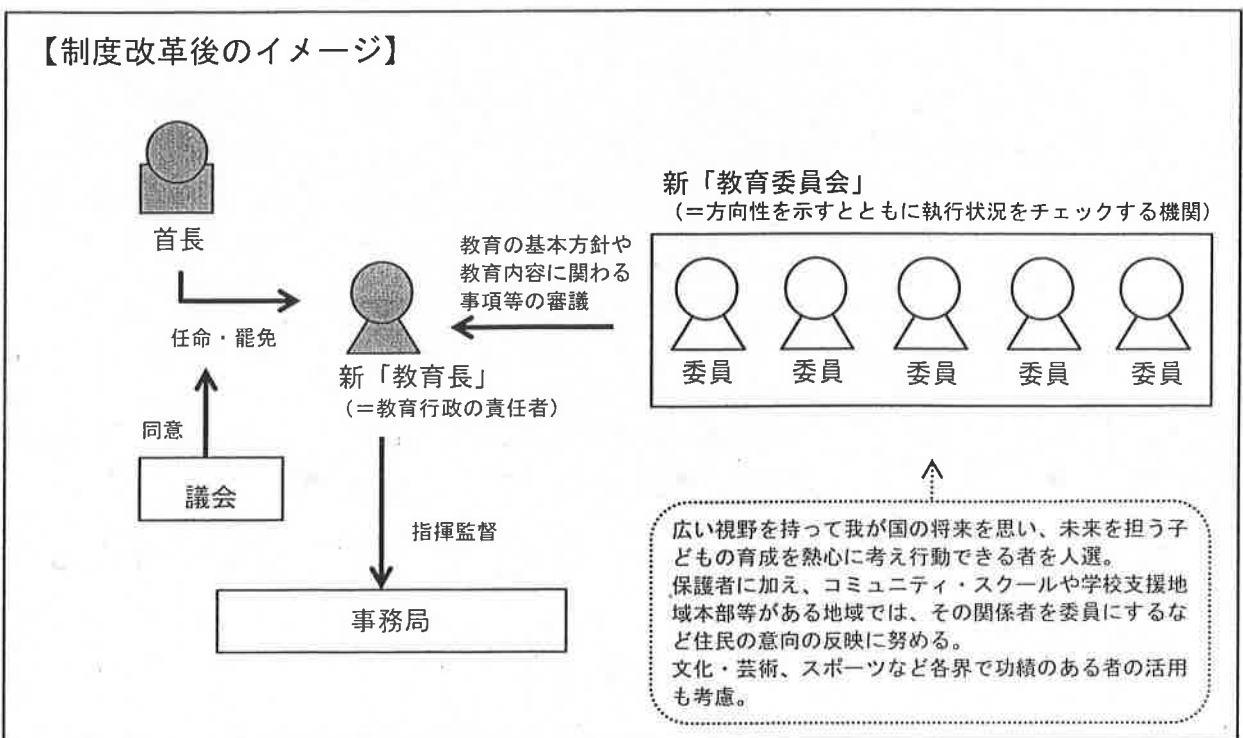
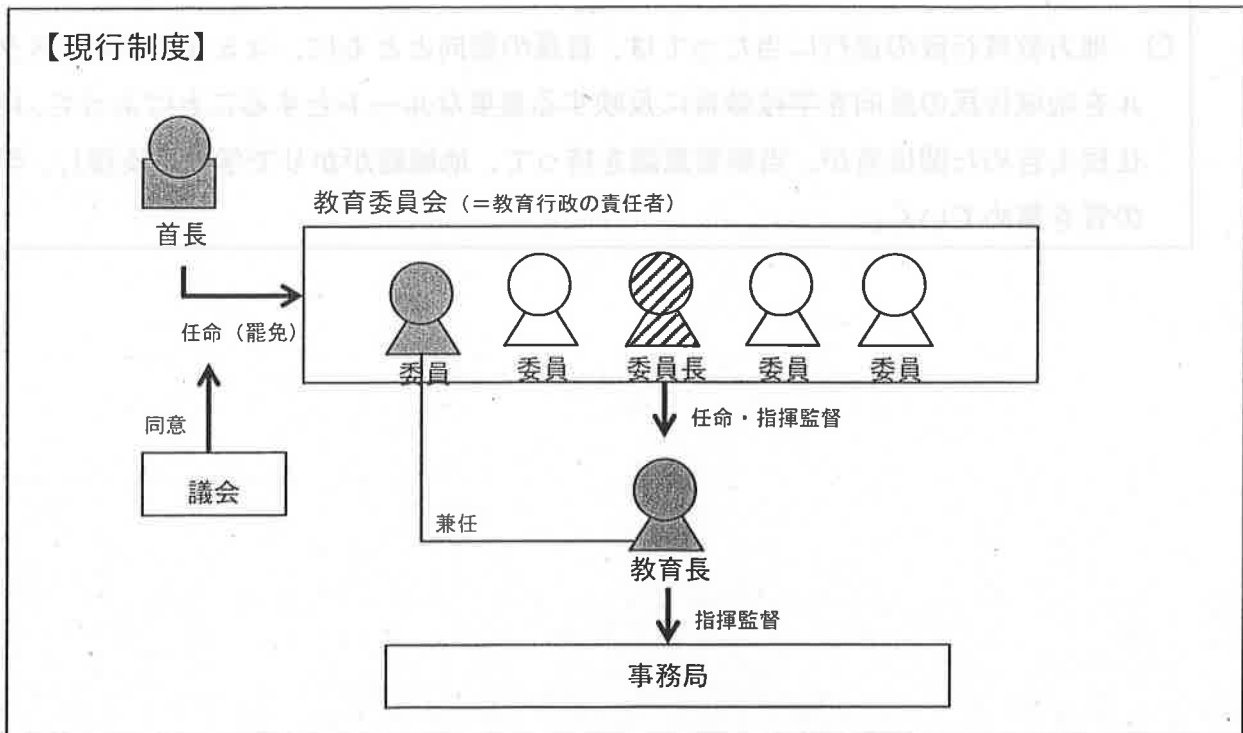
社会総がかりで教育再生を実行していくため、地域住民の意向が学校運営に適切に反映されなければなりません。地域住民、保護者を始め、学校を支える関係者の思いが、教育に反映される仕組みと、その適切な運用が必要です。

- 国及び地方公共団体は、教育行政や学校が閉鎖的になることなく、地域と共にある学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の設置に努めることとする。その際、こうした取組を検証しつつ、より実効性のあるものとなるよう支援策を講じる。

- 地方教育行政の遂行に当たっては、首長の意向とともに、コミュニティ・スクールを地域住民の意向を学校教育に反映する重要なルートとすることによって、地域住民も含めた関係者が、当事者意識を持って、地域総がかりで学校を支援し、学校の質を高めていく。



【参考】教育委員会制度改革のイメージ



※ 新「教育委員会」で審議すべき事項とその取扱い、委員の任命方法、新「教育長」の罷免要件等の詳細な制度設計については、今後、中央教育審議会において更に専門的に審議。